

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
伊勢崎市	あずま北地区	令和3年3月31日	令和6年3月19日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	391.0	h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	243.7	h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	104.9	h a
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	7.4	h a
ii うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	44.4	h a
iii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	18.9	h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	41.8	h a
(備考)		

2 対象地区の課題

● 地区内の現状として、70歳以上の農業者の耕作面積は、104.9haあり、うち後継者がいない、もしくは未定の耕作面積は51.8haとなっている。今後、地域の中心経営体が引き受ける意向の耕作面積は41.8haとなっているが、新たな担い手の確保が必要である。 ● 高齢化により農業者が減少し、受け手の増加が見込めない。後継者が見つからない。 ● 酪農家へ賃貸している農地が多く、酪農家の後継の有無が今後大きく影響する。 (牧草には広い農地が必要なため、広く多く借りている酪農家は多いと思われる。) ● 空き農地があり、農業委員会に仲介を依頼しても、賃借成立まで辿り着かないケースが多い。 ● 農業のことで、地区内や地区間で情報共有する機会が少ない。 ● 新規就農希望者が、農地購入条件を満たせないなどで諦めたり、経営難で頓挫してしまう場合がある。 ● 農地を借りたい時に、情報収集のために各所を回る必要があり、時間と手間がかかる。 ● 水利組合への支払いを誰が責任をもって行うかが曖昧になってしまう。 ● 農地の周辺にある道路側溝や用水路等の清掃などが必要になる場合があり、負担になってしまう。 ● 農業機械や農具の買い替えの負担が大きい。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

● 地区内の中心経営体で拡大希望の強い農業者に優先的に集約する、また新規就農者や他地区からの農業者の受け入れを積極的に進める。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

● 地区内・地区間で、農地を拡大したい農家と縮小したい農家のマッチングを行う。 貸し出す農地および借りたい農家のリスト化・地図化などでマッチングを円滑に行う。 また、貸し出す農地の情報は随時更新し、常に最新情報が得られるよう工夫する。 必要に応じて農業委員会が仲介することをPRする。 ● 座談会や相談会など、農業者同士が情報共有する機会を増やす。 ● 中心経営体や認定農業者への農地の集約を行い、効率的な営農を推進する。 ● 積極的な営農をしている経営体を新たに認定農業者に迎え、中心経営体の拡大を図る。 ● 農地バンクの活用などで、外部からの就農者を呼び込める環境づくりを行う。 ● 農地周辺の道路側溝や用水路などにかかる経費を補助する仕組みを検討する。 ● 農業機械や農具を共有化し、集団営農を推進する。 ● 農業機械や農業施設に対する補助金の活用を推進する。 ● 中間管理事業を利用した集約化を個人単位で実施できるようにし、各農家が営農しやすくなるようにする。 ● 水利組合への支払い責任などを明確化する。 ● 新規就農者への援助など、持続的な営農ができるようなサポートを行う。
